

平成24年2月9日

杉並区議会議長  
藤本 なおや 様

清掃・リサイクル対策特別委員会  
委員長 増田 裕一

### 清掃・リサイクル対策特別委員会活動経過報告書

清掃・リサイクル対策特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 活動年月日

平成23年12月6日 報告聴取

#### 2 活動経過

以下のとおり2件の報告を聴取した後、質疑応答を行った。

##### (1) 杉並清掃工場建替事業に係る環境影響評価書の概要等について

杉並清掃工場の建て替え工事について、都条例に基づく環境影響評価書がまとまり、縦覧が行われたとのこと。

当該環境影響評価については、評価書案の段階で、大気汚染、騒音、振動、水循環、電波障害等、10項目について区長意見を述べたが、ほぼそれを反映した内容であり、工事開始後は、清掃一部事務組合により、評価書の予測による環境影響の実態を確認し、必要な対策を講じるための調査を随時行い、結果の報告が行われる予定であるとのこと。

##### (2) 宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れについて

東日本大震災で発生した宮城県女川町の災害廃棄物を受け入れを円滑に処理できるよう相互協力を目的とした基本合意を、特別区長会、東京都市長会、女川町、東京都、宮城県とで締結した。この合意に基づいて、清掃一部事務組合は、都内の清掃工場において災害廃棄物の受け入れをすることとなったとのこと。

受け入れ対象廃棄物は、安全性が確認された木くず等の可燃廃棄物約5万トン。受け入れ期間は、平成24年2月から平成25年3月まで。受け入れ工場は、稼働中の全清掃工場で、1日平均150トンの予定であるとのこと。

災害廃棄物は、密閉された専用コンテナで清掃工場に搬入し、通常の可燃ごみの10%以下で混合、攪拌した後、焼却する。清掃一部事務組合では、女川町が実施した焼却試験の結果を、通常ごみの焼却時と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られないと評価しているとのこと。

大田と品川の清掃工場では12月中旬に試験焼却を行い、受け入れ後も放射能濃度の測定を定期的に行い、測定結果を公表するとのこと。

なお、杉並清掃工場については、建て替えのため、平成24年1月末でごみの搬入を停止する予定のため、受け入れはないとのこと。

以上